平成 25 年 11 月 15 日

各　位

ファンド名　ｉシェアーズ日経 225
コード番号　１３２９
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名　　代表取締役社長　出川　昌人
問合せ先　　業務部 加藤　淳一郎（TEL.03-6703-4935）

上場投資信託の証券投資信託約款変更および基準日設定のお知らせ

当社は、追加型証券投資信託「i シェアーズ　日経 225 ETF」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

１．変更の内容

１．株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を、ブラックロック・インスティテューショナル･トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.（以下「BTC」）に委託いたします。

２．上記 １.の変更に伴い、信託財産の収益となる品貸料の２分の１相当額以内が報酬として当ファンドから委託先等に支払われます。

３．計算期間終了日の２営業日前を、受益権の取得申込および交換請求に応じない日に追加いたします。

４．計算期間を毎年２月 10 日から８月９日および８月 10 日から翌年２月９日に変更し、年２回決算を行います。

（注）変更内容については、別紙２の「投資信託約款　変更箇所（新旧対照表）」をご参照ください。

２．変更の理由

１．および２．現在、当社が所属するブラックロック・グループでは、株式の貸付取引は主に BTC にて行っております。当該取引の実績が豊富な BTC に運用権限を委託し、株式の貸付取引を収益の源泉の１つとすることが当ファンドの受益者の利益に資すると判断したため、当該変更を行います。

３．計算期間終了日の２営業日前に受益権の取得申込および交換請求を行った場合、当ファンドの受益者名簿と計理システム上のデータとの間で計算期間終了日の受益権口数に相違が生じ、当ファンドの運営に支障を来たす恐れがあります。そのため、当該日の取得申込および交換請求の受付を行わないこととといたします。

４．決算の回数を増やし信託財産内に留保する期間を従前より短くすることで収益分配金を速やかに受益者に還元することが受益者の利益に資すると判断したため、当該変更を行います。

３．約款変更予定日および変更適用予定日

約款変更日　　平成26年４月９日
約款変更適用日　平成26年５月10日

当該約款変更については、法令に定める重大な約款変更であるため、以下の「重大な約款変更」にかかる手続きを経て変更が確定いたします。

「重大な約款変更」にかかる手続き・日程

１．受益者確定の基準日	平成25年12月20日
２．書面の交付	平成26年２月14日頃
３．異議申立期間	平成26年２月15日から平成26年３月26日まで
４．約款変更の確定	平成26年３月27日
５．異議を申立てた受益者の買取請求期間	平成26年４月９日から平成26年４月28日まで
６．約款変更日(予定日)	平成26年４月９日
７．約款変更適用日（予定日）	平成26年５月10日

投資信託約款　変更箇所（新旧対照表）

追加型証券投資信託　「ｉシェアーズ　日経225 ETF」

新	旧
iシェアーズ　日経225 ETFの運用の基本方針 ２．運用方針 (1)（省略） (2) 投資態度 ①、②（省略） ③　ブラックロック･インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。	iシェアーズ　日経225 ETFの運用の基本方針 ２．運用方針 (1)（省略） (2) 投資態度 ①、②（省略） （新設）
【受益権の取得申込】 第18条　（省略） ②～⑥（省略） ⑦　第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 １．第38条に定める計算期間終了日の２営業日前および前営業日 ２．～７．（省略） ⑧～⑱（省略）	【受益権の取得申込】 第18条　（省略） ②～⑥（省略） ⑦　第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 １．第38条に定める計算期間終了日の前営業日 ２．～７．（省略） ⑧～⑱（省略）
【運用の権限委託】 第27条の３　第28条に規定する株式の貸付を行なう場合、委託者は、有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。 商　　号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.） 所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ②　有価証券の貸付を行なう場合、委託者、前項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受取るものとします。当該報酬は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、前項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。 ③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。 ④　第２項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、当該報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。	（新設）

【株式の貸付の指図および範囲】 第28条　委託者(第27条の３に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。 ②～④（省略）	【株式の貸付の指図および範囲】 第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。 ②～④（省略）
【信託の計算期間】 第38条　この信託の計算期間は、毎年２月10日から８月９日までおよび８月10日から翌年２月９日までとし、年２回決算を行います。 ②　前項の規定にかかわらず、第１期計算期間は、平成13年９月４日から平成14年８月９日までとします。また、第２期計算期間から第13期計算期間までは、毎年８月10日から翌年８月９日までとし、年１回決算を行います。	【信託の計算期間】 第38条　この信託の計算期間は、毎年8月10日から翌年8月9日までとします。ただし、第１期計算期間は、平成13年9月4日から平成14年8月9日までとします。 （新設）
【信託事務等に関する諸費用】 第40条　（省略） ②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第38条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。	【信託事務等に関する諸費用】 第40条　（省略） ②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第38条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
【信託報酬等の額】 第41条　（省略） ② 前項の信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③　（省略）	【信託報酬等の額】 第41条　（省略） ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③　（省略）
【交換請求】 第46条　（省略） ②～④（省略） ⑤　第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。 １．第 38 条に定める計算期間終了日の２営業日前および前営業日 ２．～７．（省略） ⑥～⑫（省略）	【交換請求】 第46条　（省略） ②～④（省略） ⑤　第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。 １．第 38 条に定める計算期間終了日の前営業日 ２.～７．（省略） ⑥～⑫（省略）

以上